

国際交流基金ロサンゼルス日本文化センター
2023 年度継承日本語教育関連図書寄贈事業

寄贈要領

1. 目的

本事業は、米国内に住む在留邦人の子等に対して日本語教育を実施または協力している団体に、国際交流基金ロサンゼルス日本文化センター（以下、当センター）教育関連書籍や子ども向けの図書（乳幼児図書および児童図書）を寄贈することにより、対象層における日本語教育の支援に貢献することを目的とする。

2. 寄贈図書

別添の図書リストへ優先順位をつけて記入すること

- ※1 国際交流基金が書店に発注の際に在庫がない場合は、代替の図書は手配しない。
- ※2 各申請につき 1000 ドル程度を上限として支援する。応募団体が多数となり本事業予算が不足する事態となった場合は、希望優先順位の上位から寄贈図書を決定する。
- ※3 同一書籍を複数冊希望することも可とするが、上記※1～※2 に留意のこと。

3. 寄贈団体の条件

- (1) 海外在留邦人の子等に対する日本語教育を実施している非営利の民間団体であること（日本人学校は除く）
- (2) 応募時点で過去 1 年以上継続的に日本語教育を実施しており、今後も継続していく予定があること
- (3) 代表者および副代表者（事務責任者等）がそれぞれ選出されており、電話や e-mail 等で連絡がとれること
- (4) 当センターから発送される図書を受領できる住所があること
- (5) 自助グループの場合は、複数の家庭で構成されていること
- (6) 寄贈される図書の保管スペースがあること
- (7) 下記 4.の寄贈団体の義務を遵守すること

4. 寄贈団体の義務

- (1) 上記 1.の目的に沿って、適切に保管すること
- (2) 当センターから寄贈されたことが分かるように管理すること
（別途寄贈シールが送付されたら、同シールを寄贈図書に貼り付けること）
- (3) 団体に所属するメンバー間で効率的に利用すること
- (4) 団体に所属するメンバー外に貸し出す場合は、貸し出し条件や期間をあらかじめ設定し、確実に返却させること
- (5) 売却や有償での貸し出しをしないこと

(6) 当センターが実施するアンケート調査等に協力すること

5. 事業に関する情報の公開

- (1) 採用された場合、申請書に記入された申請団体の名称、代表者・副代表者の氏名、活動概要、所属者数、希望図書等の情報は、国際交流基金の事業実績書、年報、ウェブサイト等において公表されることがあります。
- (2) 「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づく開示請求が国際交流基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出された申請書類等は開示されます。

6. 個人情報の取扱い

- (1) 国際交流基金は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成13年法律第59号)のほか、各国・地域等の個人情報保護にかかわる法律を遵守し、個人情報を取り扱う際には、適正な収集・利用・管理を行います。国際交流基金の個人情報保護の取組については、ウェブサイト (<https://www.jpf.go.jp/j/privacy/>) をご覧ください。
- (2) 申請書に記入された申請団体の名称、代表者・副代表者の氏名、活動概要、所属者数、希望図書等の情報は、採否審査、事業実施、事後評価等の手続のほか、国際交流基金の事業実績、年報、ウェブサイト等の広報資料への掲載、統計資料作成等に利用されることがあります。

7. 応募用紙の提出をもって、上記5.~6.の取り扱いに同意したものとします。

以上